生活援助算定相談票　提出要否判断フロー

●相談票の要否に関わらず、生活援助の必要性及び家族等の介護力についてのアセスメントは十分に行ってください。
●相談票の要否に関わらず、生活援助の提供範囲は「同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について（通知）」（平成27年1月19日付け下介第83号）に準じてください。

同居家族等がいる

※同居・別居の別は、住民票ではなく居住実態で判断します。

同居家族等が障害・疾病

・同居家族等が要介護認定者である他、明らかに「障害・疾病」の状態である（同居家族自身が自立状態にない）場合。

注１）同居家族等が「障害・疾病」の状態に該当するか否かは、適切なアセスメントの上、担当ケアマネジャーが判断してください。
注２）同居家族等が「障害・疾病」の状態に該当する場合であっても、当該同居家族等に対する生活援助（利用者との共有部分を含む）の提供はできません。
注３）同居家族等が障害者手帳を持っている等、障害福祉サービスを受けられる者である場合であれば、当該家族等に対する生活援助も含めて提供可能です。

相談票の提出が不要

その他の理由

・同居家族に障害・疾病はないが、援助できないやむを得ない事情がある場合。

注１）同居家族等が援助できないやむを得ない理由がある場合であっても、当該同居家族等に対する生活援助（利用者との共有部分を含む）の提供はできません。

相談票の提出が必要

別居家族等がいる

家事援助が期待できる頻度の訪問がある

・別居家族等の頻回の訪問がある場合や、夜間の宿泊がある場合等。
注１）別居家族等の訪問が頻回に該当するか否かは、利用者に提供する生活援助の頻度や社会通念に鑑み、担当ケアマネジャーが判断してください。

別居家族等が障害・疾病

・「同居家族等が障害・疾病」である場合と同様です。

相談票の提出が不要

その他の理由

・「同居家族等がいる」場合の「その他の理由」と同様です。

相談票の提出が必要

その他

相談票の提出が不要